

## 「北海道 GoTo トラベル事業」委託業務企画提案指示書

### 1 委託する業務名

「北海道 GoTo トラベル事業」委託業務

### 2 業務の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、本事業により道内における旅行商品等を造成・販売する宿泊事業者や旅行会社等に対し支援を実施するに当たり、参加事業者の募集から支援金の支払、精算までに係る企画提案について公募し、優れた案を提案した者に事業の実施を委託する。

なお、本事業は、地域ごとの感染症流行状況を鑑み、開催時期や実施範囲等について考慮しながら実施するものとし、委託期間中、感染症が拡大した場合等は事業の一時停止を行う場合があることに留意すること。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

※感染状況や事業実施状況等によって、委託期間が短くなる可能性があることに留意すること。

### 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

業務の遂行にあたっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、道と協議の上、実施すること。

#### (1) 支援金の交付業務

道内における旅行商品等を造成・販売する宿泊事業者や旅行会社等に対し、予算の範囲内において、旅行代金に応じた割引額を支援金として交付する。なお、支援金交付要綱は別途、道が定める。

#### ア 想定される業務内容

事務の遅延や混乱が生じないように管理体制を確立し、業務内容の進捗管理を徹底するとともに、より確実かつ効果的な手法を検討し、実施すること。

(ア) 事業者の募集

(イ) 事業者からの申請内容確認・支援金交付決定通知・変更申請確認

(ウ) 申請事業者からの月次報告・確認・とりまとめ～精算・支払

(エ) 不正事業者等の交付決定取消・支援金の返還

## イ 対象事業者

サービスを提供する各施設等については、道が定めた「北海道スタイル」の取組や各業種別ガイドラインの遵守などの感染防止対策を実施しているものに限る。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」または第6項「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。

- (ア) 道内にある宿泊施設を運営する者で、旅館業法の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
- (イ) 道内にある宿泊施設を運営する者のうち、住宅宿泊事業法により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (ウ) 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けた者のうち、北海道内に本社、支店、営業所を有する者
- (エ) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者（手数料については、事業者の負担軽減について、最大限配慮することとし、具体的な内容については道と協議を行い、認められる者に限る。）
- (オ) 道内にある観光協会又はDMO（Destination Management Organization）
  - ※DMO：観光地域づくり法人
  - 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取役となる法人
- (カ) 一般社団法人北海道体験観光推進協議会
- (キ) 対象事業者として事務局が適当と認めた者

## ウ 本事業に係る支援金の交付対象となる商品

本事業の交付対象となる商品は、「国内居住者が購入及び商品を利用したもの」に限る。

なお、「国内居住者が購入及び商品を利用したもの」については、団体・グループ旅行についても対象とし、割引額の算出根拠は1人（人泊）あたりの販売額とする。

また、本事業の交付対象となる対象事業者は、本事業の対象となる商品の販売に際して、本事業の適用商品であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の金額と北海道 GoTo トラベル事業(※)の活用を明記するものとする。対象事業者は掲げる範囲内で旅行代金（税及びサービス料を含む）から割引額を差し引いて販売するものとし、支援金の金額は割引額とする。また、あわせて「HOKKAIDO LOVE!キャンペーン」のロゴやキャッチフレーズの使用に努めること。

※事業名については、変更になる可能性がある。

本事業で発行する支援金の金額（割引額）上限は、下表のとおりとする。

（変更の可能性があるため、詳細は別途提示）

なお、地域応援クーポンの発行や配布、精算などの業務については本委託の対象外（別事業）とする。

区分	割引額上限	地域応援クーポン上限
宿泊単品	5,000 円(上限 20%)	3,000 円
交通付き宿泊商品	8,000 円(上限 20%)	
交通付き日帰り商品・アウト ドア体験商品	2,000 円(上限 20%)	

#### ○宿泊単品

道内宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）に宿泊することを主目的とした商品

#### ○交通付き宿泊商品

道内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内宿泊施設に宿泊することを目的とした商品

#### ○交通付き日帰り商品

道内における移動を目的とした交通手段（JR、バス、タクシー、レンタカー等）を用いて、道内観光施設等を訪れることを目的とした商品

#### ○アウトドア体験商品

旅行会社・OTA により安全確認ができた日帰りのアウトドア体験商品（ガイド付きツアーのみ）、又は北海道知事認定アウトドアガイド資格者が提供する商品

#### エ 本事業の対象外となるもの

##### (ア) ビジネス目的での利用

##### (イ) 感染症により、次の停止要件に該当する場合の施設、地域、期間の商品及び当該地域の住民の利用。

- ・北海道全体の感染状況が「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）におけるレベル3（以下「レベル3」という。）相当以上と知事が判断した場合（事業全体の停止）
- ・北海道の区域が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された場合（事業全体の停止）
- ・北海道の区域がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合（当該区域を含む圏域における事業の停止）
- ・本事業に参加する宿泊施設において集団感染が発生した場合（当該施設における事業の停止）
- ・その他、道が本事業の停止等を決定した場合

- (ウ) 他都府県において、次の停止要件に該当する場合の当該都府県の施設、地域、期間の商品及び当該都府県民の利用。
- ・当該都府県の感染状況がレベル3相当以上と当該都府県知事が判断した場合（当該都府県の停止）
  - ・当該都府県の区域が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された場合（当該都府県の停止）
  - ・当該都府県の区域がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合（当該区域を含む都府県の停止）
  - ・その他、道または当該都府県が当該都府県の停止等を決定した場合
- (エ) 国が行う旅行割引事業による支援等を受けて販売しているもの
- (オ) 国又は道が対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など）
- (カ) 国又は道が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (キ) 催行の実現性が低いと判断されるもの
- (ク) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (ケ) 感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合
- (コ) その他、事務局が不適当と認めるもの
- ※（イ）、（ウ）に該当する場合のキャンセル料は道、事務局及び商品の購入者には求めないこと。ただし、別に道または事務局から指示がある場合を除く。

オ 本事業の対象となる期間

対象期間については、道と協議して決定するものとする。

※現時点では、参加事業者の募集は4月、支援金交付対象期間は5月から8月を想定している。ただし、感染状況や事業実施状況等により、特定期間の事業停止や対象期間の変更があり得る。

(2) コールセンターの設置

受託者は事業実施時期に係る道からの通知後、速やかに各種問い合わせに対するコールセンターを設置すること。また、安全性（感染症対策など）について正しい情報発信を行うとともに、北海道観光に対する風評や誹謗中傷などの意見に対し、適切に対応すること。

(3) ウェブサイトの構築

受託者は事業実施時期に係る道からの通知後、速やかに本事業による取組や対象となる商品を取り扱う事業者等を広く周知するため、ウェブサイト構築すること。

#### (4) 周知

- ア 受託者は事業実施時期に係る道からの通知後、速やかに本事業について道内の観光事業者および一般消費者に周知すること。
- イ 感染状況等により、本事業の一時停止等を決定した場合は、該当地域及び期間を対象事業者及び利用者に周知すること。
- ウ 受託者からの周知については、「HOKKAIDO LOVE! キャンペーン」のロゴやキャッチフレーズの使用に努めること。

#### (5) 関係機関との連携

- ア 受託者は、道内にある観光協会及び（一社）北海道体験観光推進協議会と連携し、事務を執行すること。
- イ 本事業について、道内市町村が独自で行う旅行割引事業等と併用可能である場合、割引を行う市町村（事務局）との情報共有等を通じ、利用者へわかりやすく周知等を行うこと。
- ウ 受託者は、本業務に関係する他事業（北海道 GoTo トラベル事業(クーポン発行事業)など)の円滑な遂行のため、道の指示により、情報共有など関係者との連携を図ること。

#### (6) アンケート調査

道の指示に応じ、次のようなアンケート調査等を行うこと。

- ア 本事業の交付対象となる商品の利用者を対象に各施設等における感染防止対策の取組状況等についてアンケート調査を行うこと。
- イ 利用者を対象に各施設等の感染症対策や感想等について、アンケート調査、分析を行い、報告書を作成すること。
- ウ 対象事業者から本事業の仕組みや内容等について、アンケート調査、分析を行い、報告書を作成すること。

#### (7) 立入検査

道の指示に応じ、利用施設等における感染症対策の取組状況について、立入検査を行い、必要に応じて改善を促すこと。

#### (8) 事業報告

月次報告のほか、事業実施結果、経済効果検証等をまとめた報告書を作成すること。なお、報告内容や成果物などの所有権及び著作権は道に帰属する。

##### ア 月次報告

動向を把握するため、事業実績に係る報告書を翌月20日までに道に提出する。

##### イ 実績報告書等の提出

受託者は事業完了後、速やかに次により道に提出する。なお、提出期限は変更となる可能性がある。

- ・実績報告書  
紙媒体（A4版）：10部  
電子媒体（CD-R又はDVD）：1式（※）  
※Windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なもの

- ・収支積算書  
紙媒体（A4版）：1部

ウ その他

道の指示に応じ、適宜指示内容に基づいた報告書を道に提出すること。

5 その他

- (1) 業務内容等の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 感染状況等による事業停止や事業再開も見据え、必要に応じて土日祝も含めた対応が可能な体制を整えること。
- (3) 支援金の執行状況の迅速な把握や支援金の不正申請の防止に向けた体制の構築を検討すること。
- (4) 利用及び精算の各段階において、対象事業者や利用者の利便性や信頼性の高いシステムであることを、類似の導入実績等の客観データにより示すとともに、様々なケースに対応した危機管理体制を構築すること。

6 積算上限額

委託料 21,105,605千円

- ・消費税及び地方消費税相当額を含む。
- ・支援金分 20,790,000千円も含む。
- ・支援金が上限額に達しない場合であっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとする。
- ・本業務は、国の補助金により実施するため、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力

- ・業務を遂行するに当たって十分な実績を有しているか。
- ・業務スケジュールを含め、全体的な処理能力に問題はないか。
- ・業務の実施体制、役割分担が明確にされているか。
- ・観光産業の事業者・関係団体との協力・連携体制が確保されているか。

## (2) 企画提案の適合性

- ・ 事業者には混乱が生じないように、事業者募集を円滑に実施することができるか。
- ・ 提出された申請書及び実績報告書に関するチェック等を的確に行い、支援金を円滑に支給できるか。
- ・ 事業者や利用者からの各種問い合わせに的確に対応するコールセンターやウェブサイト等を整備できるか。
- ・ 観光協会や（一社）北海道体験観光推進協議会と連携し、事務を執行できるか。
- ・ 道内市町村が行う旅行割引事業等との併用が可能となる場合、市町村等との情報共有等を行い、利用者に対して併用後の料金等について十分に周知をすることができるか。
- ・ 関係する他事業（クーポン発行事業等）と十分に連携することができるか。
- ・ 感染防止対策の取組状況等のアンケート調査を確実かつ迅速に行うことができるか。
- ・ 利用施設の感染防止対策状況等について、立入検査を行い、必要に応じて改善を促すことができるか。
- ・ 感染状況等に応じた急な事業停止や事業再開などの突発的な事態に対して、迅速かつ柔軟な対応が可能か。

- (3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項  
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けているか。

## 8 参加資格の要件

参加資格は、次のいずれにも該当する者が有するものとする。

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、及び単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
- ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと
- （ア） 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと

- (3) コンソーシアムにおいては、(2) の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること
  - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること

## 9 応募手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出したうえで企画提案書を提出すること。

### (1) 参加表明書等の提出

詳細については「参加表明書作成要領」を確認すること。

- ア 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- イ 様 式 別添様式による。
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 4 日（金）15 時
- オ 提出場所 10 の（4）のとおり
- カ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。  
 ※持参の場合の受付は、土日を除く平日の 9 時から 17 時まで  
 ※郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受け付けます。

### (2) 企画提案書の提出

詳細については「企画提案書作成要領」を確認すること。

- ア 提出書類 企画提案書
- イ 様 式 別添様式による
- ウ 提出部数 9 部（提案者名は 1 部のみ記載し、残り 8 部には提案者名を記載しないこと。）
- エ 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 10 日（木）15 時（必着）
- オ 提出場所 10 の（4）のとおり
- カ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。  
 ※持参の場合の受付は、土日を除く平日の 9 時から 17 時まで



## 10 その他

### (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

### (2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

### (3) その他

- ① 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ③ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- ⑤ 全ての提出書類は返却しない。
- ⑥ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

### (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部観光局観光振興課観光事業（担当：田中、大内、佐藤）

電話 代表：011-231-4111（内線26-562, 575, 566）

観光事業直通：011-206-6896